3　特別支援学級

(1) 特別支援学級とは

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級です。

特別支援学級の設置は、学校教育法第 81 条第2項に次のように規定されています。

<学校教育法第 81 条第2項>

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一　知的障害者　　二　肢体不自由者　　三　身体虚弱者　　四　弱視者　　五　難聴者

六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

鳥取県では、小学校、中学校及び義務教育学校に、以下の特別支援学級を設置しています。

（令和元年5月1日現在）

○知的障がい　○肢体不自由　○病弱　○弱視　○難聴

○言語障がい　○自閉症・情緒障がい

(2) 特別の教育課程

特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

しかしながら、対象となる児童生徒の障がいの種類、程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、学校教育法施行規則第 138 条に、次のように規定されています。

<学校教育法施行規則第 138 条>

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、(中略) 特別の教育課程によることができる。

この規定に基づき、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について、次のように示されています。

<小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領　第1章第4の2の(1)のイ>

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(ア) の規定について

特別支援学級の教育課程には、自立活動の指導を必ず取り入れます。

→自立活動については、52ページを参照

（イ）の規定について

各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障がい特別支援学校）の各教科に替えたりする場合は、保護者等に対する説明責任や指導の継続性の担保の観点から、理由を明らかにして教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

また、各教科の目標設定については、次のような手続きを踏むようにします。

3 特別支援学級

<各教科の目標設定に至る手続きの例>

a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。
- ・当該学年の各教科の目標及び内容について
- ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について

b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障がい特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。

c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）110ページ
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）109ページ

<教育課程のイメージ>

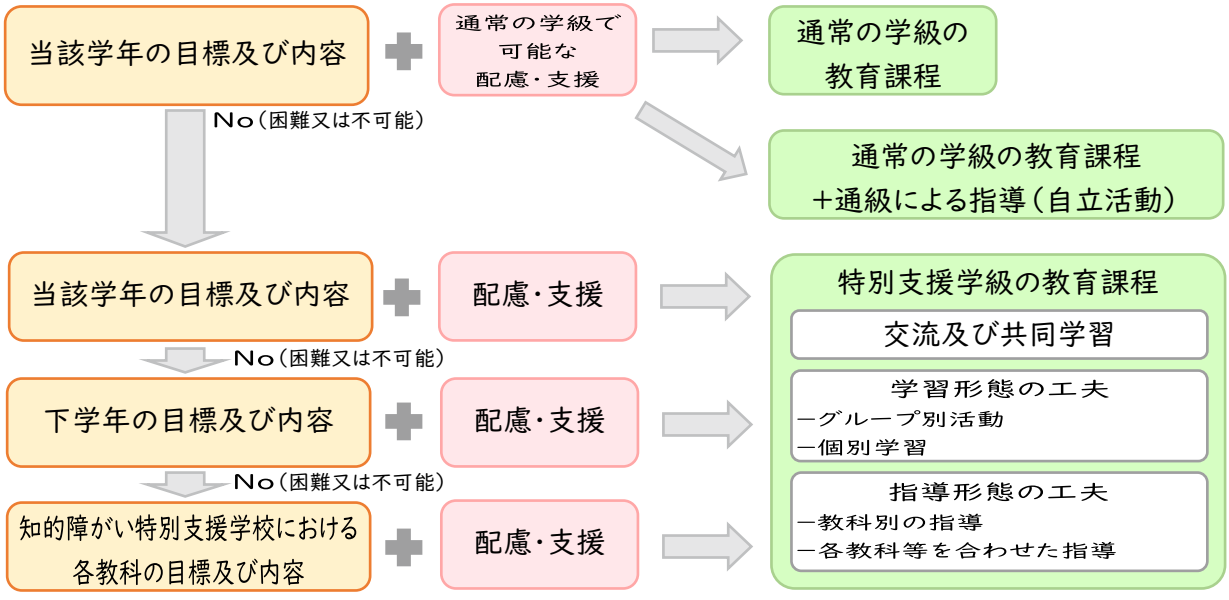

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック－試案－」（平成28年3月）の図表を加工して作成

初めて担任する先生方へ

特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、担任だけでなく他の教職員と連携協力して、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

① 特別支援学級の教育課程

特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成については、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて検討する必要があります。前述の規定により、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい特別支援学校の各教科に替えたりすることができますが、小学校・中学校の教育課程と知的障がい特別支援学校の教育課程の基本的事項を理解した上で、適切に編成しましょう。

<教育課程に関するチェックポイント>

□	小学校、中学校における教育課程は、各教科、特別の教科　道徳（以下、道徳科という。）、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動で編成されています。
□	知的障がいのない児童生徒が在籍する特別支援学級では、小学校・中学校学習指導要領を踏まえつつ、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、学級の状態や児童生徒の障がいの程度等を考慮の上、実情に合った教育課程を編成します。
□	各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替える場合は、小学校・中学校学習指導要領を踏まえて教育課程を編成します。
□	特別支援学級の教育課程には、自立活動を取り入れることが規定されています。自立活動の授業時数は、児童生徒の障がいの状態等に応じて、各学校で適切に定めます。 ※鳥取県では、自立活動の時間における指導を教育課程に位置付けることとしています。
□	知的障がいのある児童生徒が在籍する特別支援学級では、児童生徒の実態によって、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考とし、特別の教育課程を編成することができます。
□	知的障がい特別支援学校における教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間（中学部）、特別活動、自立活動で編成されています。知的障がい特別支援学校の各教科や外国語活動は、小学校・中学校の各教科や外国語活動と連続性がありますが、目標や内容が異なるため、混同しないように十分留意します。
□	知的障がい特別支援学校の各教科等の授業時数は、標準として定まっておらず、小学校・中学校の各教科等の標準授業時数を参考とし、学校や児童生徒の実態に即して適切に定めます。
□	知的障がい特別支援学校においては、児童生徒の知的障がいの状態等に即した指導を進めるため、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う形態「教科別の指導」と、各教科、特別の教科道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う形態「各教科等を合わせた指導」があります。（総合的な学習の時間は合わせることができません。）
□	「教科別の指導」では、他の教科等との関連や「各教科等を合わせた指導」との関連を図るように計画します。
□	「各教科等を合わせた指導」でも各教科の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。また、取り扱う教科等の内容を基に具体的に指導内容を設定し、教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するよう授業時数を配当します。学習評価も各教科の目標に準拠した評価の観点で行います。
□	特別支援学級は小学校・中学校の学級の一つであり、小学校・中学校の目標を達成するものでなければなりません。その上で、なぜ前述の規定を選択したのか、保護者等への説明責任や指導の継続性の観点から、理由を明らかにして教育課程を編成しましょう。

3
特別支援学級

【小学校の教育課程】

区　分	1･2年	3･4年	5･6年
各教科	国　語	国　語	国　語
		社　会	社　会
	算　数	算　数	算　数
		理　科	理　科
	生　活		
	音　楽	音　楽	音　楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家　庭
	体　育	体　育	体　育
			外国語
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【特別支援学級（知的障がいのない児童）の教育課程例】

区　分	1･2年	3･4年	5･6年
各教科	国　語	国　語	国　語
		社　会	社　会
	算　数	算　数	算　数
		理　科	理　科
	生　活		
	音　楽	音　楽	音　楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家　庭
	体　育	体　育	体　育
			外国語
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動		外国語活動	
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【知的障がい特別支援学校小学部の教育課程を参考にした特別支援学級（知的障がいある児童）の教育課程例】

区　分	1･2年	3･4年	5･6年
各教科*1	生　活*2	生　活*2	生　活*2
	国　語	国　語	国　語
	算　数	算　数	算　数
	音　楽	音　楽	音　楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体　育	体　育	体　育
道徳科	道徳科	道徳科	道徳科
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動		(外国語活動)*3	(外国語活動)*3
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

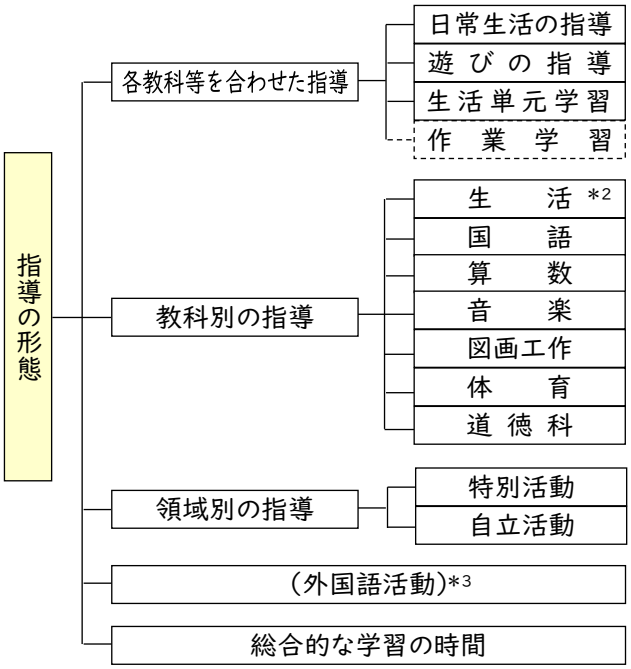

初めて担任する先生方へ

【中学校の教育課程】

区　　分	1・2・3年
各　教　科	国　　語
	社　　会
	数　　学
	理　　科
	音　　楽
	美　　術
	保 健 体 育
	技術・家庭
	外　国　語
道　徳　科	道　徳　科
特 別 活 動	特 別 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【特別支援学級（知的障がいのない生徒）の教育課程例】

区　　分	1・2・3年
各　教　科	国　　語
	社　　会
	数　　学
	理　　科
	音　　楽
	美　　術
	保 健 体 育
	技術・家庭
	外　国　語
道　徳　科	道　徳　科
特 別 活 動	特 別 活 動
自 立 活 動	自 立 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

【知的障がい特別支援学校中学部の教育課程を参考にした特別支援学級（知的障がいある生徒）の教育課程例】

区　　分	1・2・3年
各　教　科 *1	国　　語
	社　　会
	数　　学
	理　　科
	音　　楽
	美　　術
	保 健 体 育
	職業・家庭 *4
	（外 国 語）*5
道　徳　科	道　徳　科
特 別 活 動	特 別 活 動
自 立 活 動	自 立 活 動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

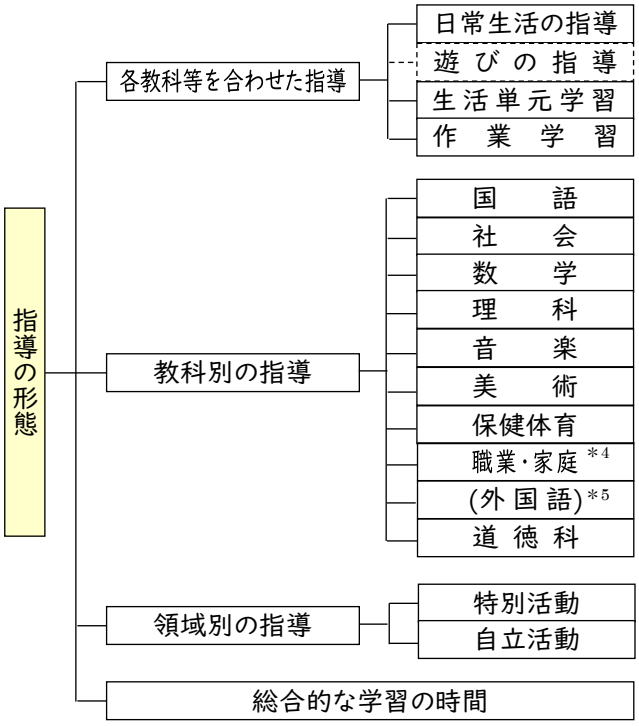

＊1：知的障がいのある児童生徒の教育課程において、特別支援学校（小学部・中学部）の教育課程を参考に編成した場合の各教科は、知的障がい特別支援学校（小学部・中学部）の各教科であり、小学校・中学校の各教科の目標や内容とは異なります。

＊2：知的障がいのある児童の教育課程において、特別支援学校小学部の教育課程を参考に編成した場合の「生活」は、知的障がい特別支援学校小学部の教科であり、小学校1・2年の「生活」とは異なります。

＊3：知的障がい特別支援学校小学部の「外国語活動」は、3学年以上（国語科の3段階の児童）を対象に、児童や学校の実態を考慮の上、必要に応じて設けることができる教科です。

＊4：「職業・家庭」は、知的障がい特別支援学校中学部の教科であり、中学校の「技術・家庭」とは異なります。

＊5：知的障がい特別支援学校中学部の「外国語」は、生徒や学校の実態を考慮の上、必要に応じて設けることができる教科です。

②特別の教育課程編成上の留意点

特別の教育課程を編成する場合、知的障がいのない児童生徒と知的障がいのある児童生徒の場合で留意点が異なります。次に示したことに留意して教育課程を編成しましょう。

<table>
<tr><th></th><th>知的障がいのない児童生徒の場合</th><th>知的障がいのある児童生徒の場合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">各教科</td><td>〇小・中学校の当該学年の各教科</td><td>児童生徒の実態把握を十分に行い、各教科の目標や内容、指導の形態を考え、児童生徒の実態に合わせて編成します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇小・中学校の学習指導要領に基づく当該学年の教科の内容で対応するのが難しい場合
⇒・各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に替えることができます。
⇒・合科的・関連的な指導を行うことができます。</td></tr>
<tr><td></td><td>⇒知的障がい特別支援学校の各教科に替えることができます。
⇒各教科等を合わせた指導を行うことができます。</td></tr>
<tr><td>道徳科</td><td>〇通常の学級と同様に、必ず実施します。</td><td>〇通常の学級と同様に、必ず実施します。
ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。</td></tr>
<tr><td>特別活動</td><td>〇通常の学級と同様に、必ず実施します。</td><td>〇通常の学級と同様に、必ず実施します。
ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自立活動</td><td colspan="2">〇障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための領域「自立活動の時間における指導」を教育課程に位置付けます。
〇自立活動の授業時数は、児童生徒の障がいの状態に応じて、適切に定めます。</td></tr>
<tr><td>〇必ず実施します。</td><td>〇必ず実施します。
ただし、各教科等を合わせて指導を行う場合、その指導の形態の中に含めて行うこともできます。</td></tr>
<tr><td>外国語活動及び外国語（小学校）</td><td>〇通常の学級と同様に、3・4年生は外国語活動を、5・6年生は外国語を必ず実施します。</td><td>〇原則は、通常の学級と同様に、3・4年生は外国語活動を、5・6年生は外国語を実施します。
〔実施しない場合〕
知的障がい特別支援学校（小学部）と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。

※知的障がい特別支援学校小学部では、3年生以上（国語科の3段階の児童）を対象に、外国語活動を設けることもできます。</td></tr>
<tr><td>総合的な学習の時間</td><td>〇通常の学級と同様に、小学校3年生以上は必ず実施します。</td><td>〇原則は、通常の学級と同様に、小学校3年生以上は実施します。
〔実施しない場合〕
知的障がい特別支援学校（小学部）と同様の教育課程上の取扱いをする等、妥当な理由が必要となります。

※知的障がい特別支援学校小学部には総合的な学習の時間が設けられていません。</td></tr>
</table>

初めて担任する先生方へ

③知的障がい特別支援学校の各教科について

学習指導要領において、小学校・中学校の各教科は学年別に内容を示しているのに対し、知的障がい特別支援学校小学部・中学部の各教科は段階別に内容を示しています。

学年別ではなく、段階別に内容を示している理由は、発達期における知的機能の障がいが、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるためです。段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態に即して各教科の内容を選択し、効果的な指導ができるようになっています。

具体的には、児童生徒の知的機能の障がいの状態と適応行動の困難性等を踏まえ、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等状態を考慮して目標を定め、小学部1段階から中学部2段階にわたり構成されています。

学部	段階	程度（援助・活動・ねらい）	参考
小学部	1段階	この段階では、知的発達が極めて未分化であり、認知面での発達も十分でないことや、生活経験の積み重ねが少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味をもったりすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。	幼児期より前段階
	2段階	この段階では、1段階を踏まえ、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。	小学校1年生段階
	3段階	この段階では、2段階を踏まえ、主として児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。	小学校1年生段階
中学部	1段階	この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。	小学校2年生段階
	2段階	この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとしている。	小学校3年生段階

知的障がい特別支援学校の指導の形態には、教科ごとの時間を設けて指導を行う「教科別の指導」と各教科、道徳科、特別活動、自立活動、外国語活動（小学部）の一部又は全部を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」があります。

知的障がいのある児童生徒は、学校生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から「各教科等を合わせた指導」が実践されています。

「各教科等を合わせた指導」を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にし指導計画を立てて実施し、学習評価についても各教科の目標に準拠した評価の観点により行うことが必要です。

知的障がい特別支援学校の各教科の目標・内容は、「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月）を参照してください。同解説550ページ以降の一覧表も便利です。

<各教科等を合わせた指導の例>

<日常生活の指導>

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するものです。

日常生活の指導は、知的障がい特別支援学校小学部の生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など、広範囲に各教科等の内容を扱います。

基本的生活習慣の内容

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔　等

日常生活・社会生活における基本的な内容

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること　等

ポイント

○日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行う。
○毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにする。
○できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるようにする。
○指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画する。

<遊びの指導>

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容を扱います。

比較的自由に取り組む遊び

場や遊具等が限定されることのないもの

比較的制約性が高い遊び

期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといったもの

ポイント

○児童の意欲的な活動を育むようにする。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定する。
○教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫する。
○身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊び等、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定する。
○遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定する。
○自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにする。

<生活単元学習>

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容を扱います。生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要があります。

単元の種類

・行事を中心にした単元
・季節の生活を中心にした単元
・生活課題を中心にした単元

単元設定にあたって

・生活課題上必要性のある単元であること
・継続性のある単元の設定であること

ポイント

○実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態や生活年齢等、興味・関心を踏まえ、個人差の大きい集団にも適合するようにする。
○必要な資質能力の習得を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにする。
○児童生徒が指導目標への意欲や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動を含むようにする。
○一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるようにする。
○各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要かつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりがあるようにする。
○豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画する。

<作業学習>

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科を中心としながら、各教科等の広範囲の内容を扱います。

作業活動の種類

農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客　等

ポイント

○生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえるようにする。
○地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定する。
○生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるようにする。
○知的障がいの状態等が多様な生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含むようにする。
○作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などを適切に配慮する。
○作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいようにする。

（3）時間割

①児童生徒の実態に応じた時間割

○学校生活のリズムや学習に対する見通しをもちやすくするために、児童生徒の実態に応じて毎日同じ時間帯に同じ内容の学習を組むことがあります。
○通常の学級との交流及び共同学習が必要な場合には、交流及び共同学習の時間を考慮して時間割を編成し、全教職員の共通理解を得ておくことが必要です。

3 特別支援学級

②時間割編成上の留意点

○特別教室の割当てなど、調整する段階から考慮、検討することが大切です。
○日常生活の指導など継続性のある活動は、必要に応じて毎日同じ時間帯に設定することがあります。
○生活単元学習や作業学習は、活動のしやすさを考え、複数時間続きの設定をする場合があります。また、複数学年の児童生徒が在籍する場合、できるだけ全員がそろう時間を設定することが考えられます。
○児童生徒に分かりやすい表示の仕方をすることがあります。
（例：日常生活の指導→きらきらタイム、生活単元学習→いきいきタイム）

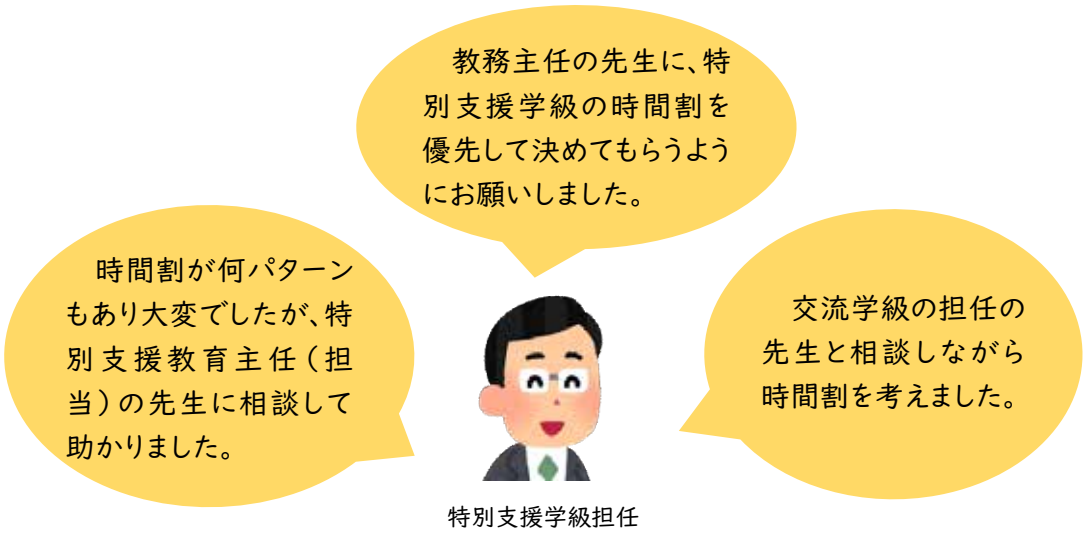

初めて担任する先生方へ

特別教室の使用や2時間連続授業の設定等、調整段階での検討事項が多いため、早い段階から教務主任と連携し、時間割を検討しましょう。

③時間割編成の例

＜小学校＞

【知的障がい特別支援学級（小学校3年）の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動（朝読書、朝自習、朝の会）					
1	きらきらタイム（日生）				
2	算数	国語	算数	国語	算数
業間休憩・業間活動					
3	いきいきタイム（生単）	道徳科	いきいきタイム（生単）	＊音楽	いきいきタイム（生単）
4		＊体育		＊体育	
給食、昼休憩、清掃					
5	＊音楽	総合	国語	学活	＊図工
6		総合	外国語活動		＊図工
帰りの活動（帰りの会）					

【肢体不自由特別支援学級（小学校5年）の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動（朝読書、朝自習、朝の会）					
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	自立	算数
業間休憩・業間活動					
3	＊社会	＊総合	自立	＊家庭	＊理科
4	国語（書写）	＊総合	＊社会	道徳科	＊理科
給食、昼休憩、清掃					
5	＊体育	＊社会	学活	＊体育	＊図工
6	＊理科	＊音楽	外国語	委員会クラブ	＊図工
帰りの活動（帰りの会）					

※日生：日常生活の指導（生活、体育、自立活動）
生単：生活単元学習（生活、国語、算数、自立活動、特別活動）
自立：自立活動　＊：交流及び共同学習

＜中学校＞

【知的障がい特別支援学級（中学校1年）の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動（朝読書、朝自習、朝の会）					
1	国語	英語	国語	国語	英語
2	＊保体	数学	数学	＊保体	数学
3	作業	生単	作業	生単	生単
4					
給食、昼休憩					
5	自立	＊保体	＊音楽	＊総合	作業
6	＊美術	学活	道徳科	＊総合	
帰りの活動（清掃、帰りの会）					

【自閉症・情緒障がい特別支援学級（中学校3年）の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動（朝読書、朝自習、朝の会）					
1	国語	数学	英語	数学	国語
2	数学	英語	国語	英語	数学
3	社会	＊理科	自立	社会	＊理科
4	＊理科	社会	＊音楽	道徳科	＊保体
給食、昼休憩					
5	＊保体	学活	社会	＊技・家	＊総合
6	英語	＊保体	＊理科	＊美術	＊総合
帰りの活動（清掃、帰りの会）					

※生単：生活単元学習（国語、数学、社会、理科、職業・家庭、自立活動）
作業：作業学習（職業・家庭、社会、理科）　自立：自立活動　＊：交流及び共同学習

(4) 教科用図書

教科用図書（以下、教科書という。）とは、「学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として用いられる図書」です。

特別支援学級においては、①文部科学大臣の検定を経た教科書（検定教科書）や②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（著作教科書）を使用します。これらを使用することが適当でない場合は、③教科書以外の絵本等の一般図書（一般図書）を教科書として使用することが認められています。

特別支援学級においては、児童生徒の実態に合わせて①検定教科書、②著作教科書、③一般図書から、小学校・中学校の各教科は種目ごと、知的障がい特別支援学校の各教科は教科ごとに１冊ずつ選びます。

<小学校・中学校の種目一覧>

小学校		中学校	
国語	書写	国語	書写
社会	地図	地理	歴史
算数	理科	公民	地図
生活	音楽	数学	理科
図画工作	家庭	音楽	美術
保健	英語	技術（技術分野）	家庭（家庭分野）
特別の教科　道徳		保健	英語
		特別の教科　道徳	

<知的障がい特別支援学校（小学部・中学部）の教科一覧>

小学部		中学部	
生活	国語	国語	社会
算数	音楽	数学	理科
図画工作	体育	音楽	美術
特別の教科　道徳		保健体育	職業・家庭
		特別の教科　道徳	（外国語）

<教科書選定の留意事項>

知的障がい特別支援学校の各教科に替えた教育課程の場合、教科書選定の際は、以下の留意事項を踏まえましょう。

教科	小学校	中学校	備考
全体	・知的障がい特別支援学校の各教科の教科書は、教科ごとに毎年1冊給与できる。		
生活	・一般図書を給与できる。 ・小学校の社会や理科、家庭に関連する内容が含まれるため、一般図書は、上限を設けて複数冊給与できる。 1・2年生：上限1冊 3年生：上限2冊 4年生以上：上限3冊 ・一般図書として、「生活」「社会」「地図」「理科」「家庭」の検定教科書を給与することが可能。		・種目に分かれていないため、「社会」と「地図」の検定教科書を同時に給与することはできない。
国語	・著作教科書（☆本）又は一般図書を給与できる。 ・一般図書として「国語」の検定教科書を給与することが可能。		・種目に分かれていないため、「国語」と「書写」の検定教科書を同時に給与することはできない。基本的に書写の内容を含むものを選定する。 ・下学年の目標・内容に替えて指導する場合は、「書写」の検定教科書を併せて給与できる。
算数（小） 数学（中）	・著作教科書（☆本）又は一般図書を給与できる。 ・一般図書として「算数」の検定教科書を給与することが可能。	・著作教科書（☆本）又は一般図書を給与できる。 ・一般図書として「算数」「数学」の検定教科書を給与することが可能。	
社会		・一般図書を給与できる。 ・一般図書として「社会」「地理」「歴史」「公民」「地図」の検定教科書を給与することが可能。	・種目に分かれていないため、「社会」「地理」「歴史」「公民」「地図」の検定教科書を同時に給与することはできない。
音楽	・著作教科書（☆本）又は一般図書を給与できる。 ・一般図書として「音楽」の検定教科書を給与することが可能。	・著作教科書（☆本）又は一般図書を給与できる。 ・一般図書として「音楽」「器楽」の検定教科書を給与することが可能。	・種目に分かれていないため、「音楽」「器楽」の検定教科書を同時に給与することはできない。

教科	小学校	中学校	備考
職業・家庭		・一般図書を給与できる。 ・一般図書として「家庭」「技術・家庭（家庭分野）」の教科書を給与することが可能。	・中学校の「技術」と中学部の「職業」は異なる目標・内容であるため、「技術・家庭（技術分野）」の教科書を給与することはできない。
体育（小） 保健体育（中）	・一般図書を給与できる。 ・一般図書として「保健」の教科書を給与することが可能。	・一般図書を給与できる。 ・一般図書として「保健」の教科書を給与することが可能。	
外国語		・一般図書を給与できる。 ・一般図書として「外国語（英語）」の教科書を給与することが可能。	・外国語は、生徒や学校の実態を踏まえ、必要に応じて設置することのできる教科。 ・小学部の外国語活動は教科ではないため、教科書を給与することはできない。
道徳科	・検定教科書又は一般図書を給与できる。	・検定教科書又は一般図書を給与できる。	

<著作教科書（知的障がい用）を選定する際の留意点>

教科	小学部	中学部	備考
国語	「こくご☆」 「こくご☆☆」 「こくご☆☆☆」	「国語☆☆☆☆」	・小学部用は小学校で、中学部用は中学校で使用する。 ・中学校では、小学部用は採択できない。 ・☆の数は、少ないものに戻ることはできない。
算数（小） 数学（中）	「さんすう☆」 「さんすう☆☆」 「さんすう☆☆☆」	「数学☆☆☆☆」	
音楽	「おんがく☆」 「おんがく☆☆」 「おんがく☆☆☆」	「音楽☆☆☆☆」	

★教科書給与リストを作成し、進級時や進学時に以前給与した図書と重ならないようにしましょう。（無償給与ですが、二重に給与することはできません）

★教科書給与リストは、個別の教育支援計画や個別の指導計画と一緒に保管し、確実に引き継がれるようにしましょう。

→教科書給与リストの様式は、85ページを参照

(5) 学習評価

①学習評価の意義

学習評価は、児童生徒の学習の状況及び学習の成果を確かめることであり、その評価に基づき、その学習の成果を次の段階の指導に生かすことです。学習評価は、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施されることが重要です。

指導と評価の一体化　PDCA サイクルを繰り返しながら、適切な見直しや改善を図ること

Ｐｌａｎ…教育課程の編成、各教科等の学習指導の目標や内容、指導計画、評価計画

Ｄｏ　…指導計画を踏まえた教育活動の実施

Check…児童生徒の学習状況の評価、それを踏まえた授業や指導計画等の評価

Action…評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画等の改善

②障がいのある児童生徒の学習評価について

障がいのある児童生徒の学習評価は、以下の考え方を踏まえて行います。

★学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても同様である。

★障がいのある児童生徒については、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

③指導要録の作成について

＜特別支援学級に在籍する児童生徒＞

・特別支援学級に在籍する児童生徒の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部・中学部の指導要録に準じて作成する。

＜特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱）＞

・指導に関する記録については、小学校・中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。

・個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

・児童生徒の障がいの状態等に即して、各教科等を合わせて授業を行った場合や重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

・障がいのある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

・自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

【1】 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること

【2】 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること

【3】 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

・入学時の障がいの状態には、小学校・中学校における入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

3
特別支援学級

＜特別支援学校（知的障がい）＞

・指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、外国語活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。

・個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

・児童生徒の障がいの状態等に即して、各教科等を合わせて授業を行った場合や重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

・障がいのある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

・各教科の学習の記録については、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、指導要録の改善通知の別紙４（高等部は別紙5）の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

・自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。
【1】 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
【2】 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
【3】 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

・入学時の障がいの状態には、小学校・中学校における入学時の障がいの状態について、障がいの種類及び程度等を記入する。

＜通級の学級に在籍する児童生徒＞

初めて担任する先生方へ

・通級による指導を受けている児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、通級による指導を受けた学校名、授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。

・通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。

・これらの児童生徒について個別の指導計画を作成している場合において、当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

＜学習評価及び指導要録に関する通知＞

・「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省　平成28年7月29日）
・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省　平成31年3月29日）

１－２．特別支援学校（知的障害）小学部及び特別支援学校（知的障害）中学部における各教科の学習の記録

国　語

（１）評価の観点及びその趣旨

＜小学部　国語＞

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活に必要な国語について，その特質を理解し使っている。	「聞くこと・話すこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け，思い付いたり考えたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり，思い付いたり考えたりしながら，言葉で伝え合うよさを感じようとしているとともに，言語感覚を養い，言葉をよりよく使おうとしている。

＜中学部　国語＞

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活や社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使っている。	「聞くこと・話すこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えをまとめている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり，思いや考えをまとめたりしながら，言葉がもつよさに気付こうとしているとともに，言語感覚を養い，言葉をよりよく使おうとしている。

評価の３つの観点

１－５．特別支援学校（知的障害）高等部における各学科に共通する各教科の学習の記録

教科	観　点	趣　旨
国語	知識・技能	社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「聞くこと・話すこと」，「書くこと」，「読むこと」の各領域において，社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に人と関わったり，思いや考えを広げたりしながら，言葉がもつよさを認識しようとしているとともに，言語感覚を養い，言葉をよりよく使おうとしている。

初めて担任する先生方へ

知的障がい特別支援学校の各教科は、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標・内容に照らし、指導要録の改善通知の別紙４（高等部は別紙５）に示されている各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容や実現状況等を箇条書き等により端的に記述します。

様式２（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分＼学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年＼教科等	1	2	3	4	5	6
生活						
国語						
算数						
音楽						
図画工作						
体育						
特別活動						
自立活動						

観点別学習状況を踏まえた文章記述

教科等毎の記載枠を点線で区分

3 特別支援学級

初めて担任する先生方へ

日常生活の指導や生活単元学習などの各教科等を合わせた指導の形態を採用している場合にも、各教科の目標・内容に即した学習の記録となるよう、教科等ごとに記載枠が設けられています。

◇学習評価Q＆A

学習評価の妥当性を高めるための工夫としてどのようなことが考えられるでしょうか。

まず、指導目標を立てる際には、評価がしやすいような具体性を持たせましょう。

また、複数の目で評価をするということも大切なことです。場合によっては、外部専門家の協力を得るのもよいでしょう。

学校でできるようになったことが、家庭や地域生活においても生かされているか（般化）という視点で、保護者と連携を図っていくのも重要な点です。

各教科等を合わせた指導の学習評価はどのように行えばよいでしょうか。

各教科等を合わせた指導の計画においては、それぞれの単元等において、各教科のすべての内容を扱う必要はありませんが、個々の児童生徒の知的障がいの状態等に応じて、教科別の指導と各教科等を合わせた指導を通して、各教科の内容が扱われるよう、計画を立てましょう。

評価に当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、評価の観点及びその趣旨を踏まえ、その実現状況等を評価します。

各教科において、下学年の目標及び内容を取り扱った場合の学習評価はどのようにすればよいでしょうか。

適用した学年の各教科の目標に準拠して、児童生徒の学習状況を評価することになります。

また、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、下学年の各教科を履修した状況等について記載しておく必要があります。

なお、下学年の各教科の目標及び内容を取り扱う際に、教科の名称まで替えることはできません。例えば、小学校４年生が「社会」「理科」の目標及び内容を「生活」の目標及び内容に替えて指導をすることができますが、教科の名称を「生活」に替えることはできません。

交流及び共同学習を行った場合の学習評価はどのようにすればよいでしょうか。

特別支援学級の授業として位置付けられていることに十分留意し教育課程上の位置付け、指導目標等の計画に基づきながら、適切な評価を行うことが必要です。

また、その評価に当たっては、特別支援学級担任と交流先の担当している教科等の担当者との間で十分連携を図っていくことが重要です。

(6) 担任の1年

ここでは、特別支援学級における学級経営等に関わり、年度初めと年度末を中心に、それぞれの時期に必要な諸準備についての具体的事項を示しました。特別支援学級担任は、児童生徒への適切な指導及び必要な支援が十分に実施されているかどうか、年間を通して計画的に適切な評価を行い、改善を図ることが大切です。

3 特別支援学級

①4月上旬に取り組むこと(年度初め)

【学校行事】

始業式までに準備すること □出席簿、名簿　□学級事務用品　□教科書 □新学年を迎える教室掲示　□学級便り(担任紹介、当面の予定、準備物 等) □環境の整備(下足場、傘立て、ロッカー、机、椅子 等) ＊机、椅子等の環境の整備については交流学級においても配慮を依頼しましょう。
始業式までに確認すること □児童生徒に関する情報(健康上・指導上配慮を要する事項、障がい特性 等) ＊個別の教育支援計画や引継ぎ資料等を必ず確認しましょう。 □教室の安全確認(机・椅子等の破損や突起物等の危険 等) □通学路や通学方法(登校班、保護者の送迎、通学上の問題、福祉サービスの利用 等) □登校後の動き(迎え方、下足場から教室までの経路 等)
入学式において配慮すること(入学生、在校生それぞれに必要な配慮や支援を実施する) ＊下記の配慮事項は、学校の職員全体で共有しておきましょう。 □式前後の動き(迎え、教室等への移動、待機時間の過ごし方、保護者の動き 等) □入退場、座席(交流学級との関わり、付き添う担任 等) □呼名(呼名する人、呼名の順番、学級の確認、支援の仕方 等) □パニックや離席行動、発作等への対応についての共通理解 □留意点の確認(健康面や行動面の状態、障がい特性などを早めに把握)

特別支援学級の児童生徒同士の仲間づくりや交流学級との連携等をどのように進めていくのかについても、計画を立てておきましょう

【学級経営】

初めて担任する先生方へ

前年度からの引継ぎ □資料の熟読、整理　□新旧の担任の引継ぎ、打合せ
教室環境の整備 □障がいの状態に応じた環境整備(机の配置、掲示物の位置、年間・月間・週間及び 1 日のスケジュール、学習プリントや文具等の整理整頓 等) □交流及び共同学習を考慮した工夫(教室内に交流コーナーを作りお互いの学級便りを掲示する、児童生徒の学習の様子を廊下掲示等でアピールする 等)
年度当初の学級事務 □前年度からの引継事項の確認　□ゴム印等の事務用品の確認 □健康診断票、歯の検査表の確認　□指導要録の整備・記入 □学級費や教材費等の会計事務　□出席簿・学級名簿等の作成 □学級経営案の作成
交流学級担任(学年団)(＊年間を通じて行う) □年間の指導等について打合せ　□必要な支援に関する共通理解

【学習指導】

各種計画の作成（引き継いだ内容をもとに、必要に応じて修正する） □個別の教育支援計画 □個別の指導計画 □教育課程 □年間指導計画
時間割の編成 □個々の児童生徒の学習時間の動きの確認 □交流及び共同学習の時間との関係 ＊複数の学年に児童生徒が在籍している場合は、まず特別支援学級の時間割の編成を行いましょう。
4 月の活動 □基本となる日課づくり □予定（1 日、1 週間、1 ヶ月）の掲示

【支援体制・理解啓発・その他】

校内の協力依頼 □職員会議、校内委員会等で、児童生徒についての共通理解 □特別支援学級の経営について、全教職員への周知
保護者からの情報収集 ＊共感的姿勢で接し、保護者の思いやニーズを受け止めましょう。 ＊年間を通じて必要な情報交換を行い、保護者と連携を図りながら指導に生かすことができるように努めましょう。
その他 ＊資料だけで分からない点は新旧の担任が直接やり取りし、確認しましょう。 ＊各種の援助を受けやすくするため「療育手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けているかを把握することも大切です。「よりよい暮らしのために」の中に各種手帳の説明をはじめ、鳥取県の障がい者福祉施策等の概要がまとめられていますので、持っておくと便利です。 →「よりよい暮らしのために」は、6ページを参照

【就学支援】

学びの評価 □前年度までの学びの確認 □今年度の学びの評価 □次年度の学びの場の検討（併せて、教育課程や使用する教科書の検討もしておく）
学びの場の変更 □児童生徒の発達の程度、適応の状況等の把握、本人・保護者のニーズの把握 □本人・保護者への就学にかかるガイダンスの実施 □学びの場の選択肢への見学・体験（基礎的環境整備、合理的配慮の確認） □校内委員会での協議、市町村教育委員会への相談 （合意形成が難しい場合等は、県教育支援チーム等専門家による見取り） □関係資料の作成、当該市町村の教育支援委員会への申請

※学びの場を検討する際は、必ず**複数の選択肢を体験**し、メリット・デメリットを比較し、最も児童生徒の実態や教育的ニーズに応える学びの場を検討しましょう。

※**選抜入試を受験する際には、進学先の候補を複数考えておく**等、様々な可能性に対応できるよう、本人・保護者と十分に話し合いましょう。

②年度末に行うこと～引継ぎの準備・まとめ～

3 特別支援学級

【学級経営】

□学級経営の評価
法定帳簿等 □指導要録　□出席簿　□健康診断書
児童生徒に関する資料 □個別の教育支援計画　□個別の指導計画　□諸検査の記録 □通知表の写し　□家庭環境・生育暦などの記録　□懇談資料　等
学級経営に関する資料 □教育課程　□学級経営案　□児童生徒名簿 □年間指導計画　□時間割表　□学級便り　等
就学支援・校内委員会等に関する資料 □校内委員会・校内就学支援委員会等の記録 □入級の際の就学支援資料（個人調査書、観察票、診断書　等） □保護者の入級承諾書（同意書）

【学習指導】

学習指導に関する資料 □教室環境 □各教科等で使用した教材・教具（プリント類、指示書・手順書　等） □授業や生活、行事等の様子（写真、作品の写し　等） □その他学習の参考となるもの（写真・ビデオ　等） □授業研究会の指導案や研究会記録
□個別の教育支援計画の評価・見直し
□通知表の作成
個別の指導計画の評価・見直し □児童生徒の実態の加筆　□次年度の「個別の指導計画」（案）の作成 □指導内容、指導における工夫、児童生徒の変容等についての評価と見直し □目標及び指導内容等の達成状況の記録
交流学級担任との連携 □年間の指導等についての反省　□次年度への引継事項の確認
次年度の教育課程についての協議・編成 □各教科／自立活動／各教科等を合わせた指導／交流及び共同学習　等

通知表は、学習したことの羅列やエピソード記録ではなく、児童生徒の学習への取組の様子、個人目標に対する評価や変容の様子等を簡潔に記載することがポイントです。

初めて担任する先生方へ

＊ **各児童生徒の個人ファイルを作成**し、児童生徒や学級経営に関する資料等（１年間の取組が分かるもの）を整理し、綴っておきましょう。

＊ 引継ぎに当たっては**「いつ」「だれと」「何を」「どのように」**を確認しながら準備をしましょう。個別の教育支援計画、個別の指導計画、個人ファイル等を十分に活用ながら、引継ぎを行いましょう。

＊ 個人情報に係る資料については、その**取扱い及び保管場所に留意**しましょう。

＊ 個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。学校の設置者である当該市町村教育委員会に、保存方法について確認しておきましょう。

③進路指導のポイント

児童生徒が進学先で何を学ぶのか、しっかりと目的意識を持って進学できるようにすることが大切です。そのためには、児童生徒の自己理解を深めるとともに、児童生徒の自己決定の機会を積極的に設けることが大切になります。

また、進学、就学することで人間関係や学習環境等が変わり、児童生徒にとっては環境の変化に適応することが難しい場合があります。

そのために、在籍学校卒業時だけではなく、さらに将来の姿も想定したゴール設定を行い、小学校の6年間、中学校の3年間の中で保護者とも情報を共有しながら、必要な指導・支援を段階的に行い、次のステージに備えていくことが大切です。

児童生徒の自己理解と自己決定への援助

□児童生徒の夢や将来への希望の聞き取り
□児童生徒の自己評価の機会の設定
□児童生徒が自己評価を行いやすい段階的な課題設定や目標設定
□児童生徒の成長した点に対する積極的な称賛
□具体的な場面、体験における振り返りの実施
□自己決定の場面の設定とその結果の振り返りの実施
□学習の目的の明示（なぜ、この学習を行うのかを示す）

※児童生徒の自己評価は、肯定的な自己評価ができる内容を行ったのち、苦手なこと等に広げていくことがポイントです。

児童生徒、保護者への情報提供

□本人・保護者のニーズの把握
□進学先の見学・体験（基礎的環境整備、合理的配慮の確認）
□進学先、就学先の情報収集
□進学にかかるタイムスケジュールの提示
□児童生徒へのガイダンスの実施

※児童生徒によっては「イメージできる将来」や「学んだことを覚えていられる時間」等が違うため、児童生徒に唐突に卒業後の話をするのではなく、身近な話や近い将来の話から始め、今行うべきことを焦点化していくことが大切です。

※将来についてのイメージ例：「今日」「明日」「1週間後」「1年後」「数年後」「就職するとき」「一人暮らしをするとき」等

④年間スケジュール（3学期制の例）

3 特別支援学級

初めて担任する先生方へ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
行事	入学式 始業式			終業式		始業式			終業式	始業式		修了式 卒業式
学級経営	学級経営案作成 指導要録の記入 教室環境の整備 引継ぎ			2学期の準備 学級経営の見直し					3学期の準備 学級経営の見直し			諸帳簿の記録（指導要録・出席簿・健康診断表等） 学級経営の評価
	出席簿の記録　教室環境の整備　学級便りの発行　生活指導　生徒指導											
学習指導	時間割の作成 年間指導計画や単元一覧表の作成 個別の指導計画の見直し・作成 個別の教育支援計画の見直し・作成			通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し 1学期末の評価					通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し 2学期末の評価			通知表の作成 個別の指導計画の評価・見直し 個別の教育支援計画の評価・見直し 学年末の評価
	学習予定（日案・週案）　教材研究　日々の記録　年間指導計画の評価・見直し　個別の指導計画の評価・見直し											
	教育課程　Plan（計画）Do（実施）　Check（評価）Action（見直し）Plan（計画）											
支援体制・理解啓発 就学支援・進路指導	校内への共通理解 保護者からの聞き取り 引継ぎ・支援会議			学期末懇談	校内就学支援委員会 ↕通常の学級 ↕特別支援学級 ↕特別支援学校	校内就学支援委員会	県就学支援分科会		学期末懇談 県就学支援分科会	県就学支援分科会		支援会議・引継ぎ 学年末懇談
	保護者との情報交換　交流及び共同学習　交流学級担任との情報交換　教育相談　就学相談　進路指導　校内就学支援委員会　支援会議											
次年度に向けて			教育課程の検討 教科書の選定						教育課程の評価・編成		引継ぎの準備 個別の支援教育計画(案)の作成 個別の指導計画(案)の作成 年間指導計画(案)の作成	

4　通級による指導

（1）通級による指導とは

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、**障がいに応じた特別の指導**を通級指導教室といった特別の場で受ける指導形態のことをいいます。

障がいに応じた特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導です。自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。

通級による指導の実施形態には、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通って指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」があります。

通級による指導の実施形態

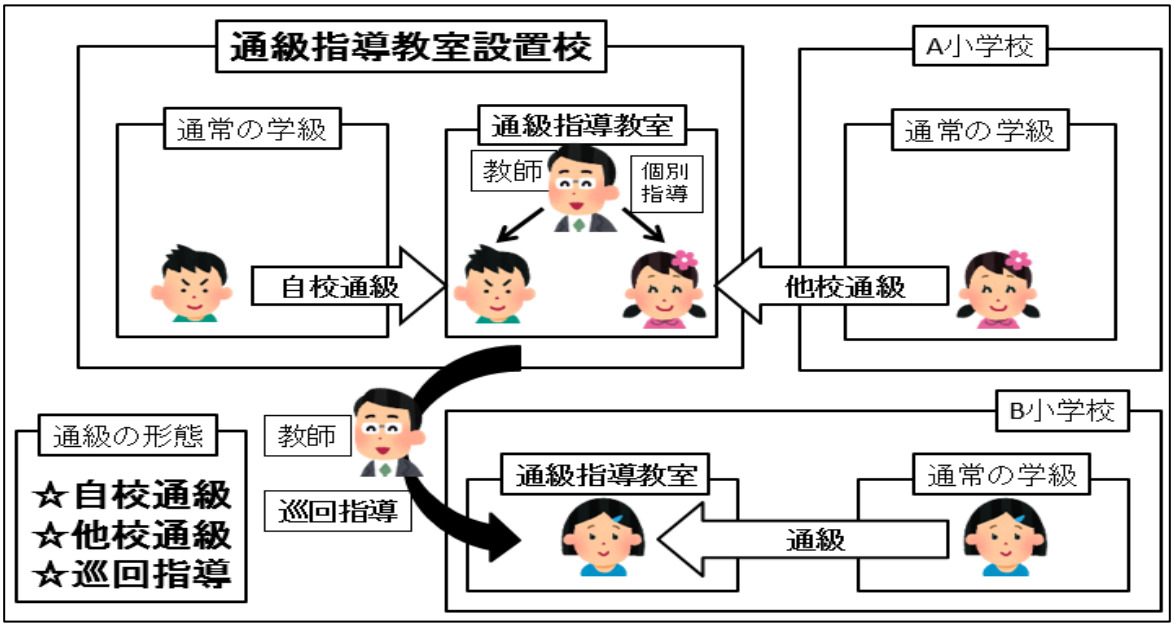

＜鳥取県における通級指導教室の設置状況＞（令和元年5月1日現在）

設置学校	対象	障がい種	実施形態	入級・退級判断
市町立小学校 市町立中学校	市町村(学校組合)立学校の 児童生徒	言語障がい 発達障がい	自校 他校 巡回	在籍学校の 市町村(学校組合)
県立特別支援学校	市町村(学校組合)立学校の 児童生徒（※）	難聴 言語障がい 発達障がい	他校 巡回	在籍学校の 市町村(学校組合)
県立高等学校	設置学校の 在籍生徒	発達障がい	自校	設置学校

※県立特別支援学校における言語障がい、発達障がいの通級による指導は、原則として、通級指導教室の設置のない市町村（学校組合）立学校の児童生徒を対象に実施します。

（2）入級・退級

入級に当たっては、児童生徒の障がいの状態や障がいによる学習上又は生活上の困難の状況、本人・保護者のニーズ等を把握するとともに、校内委員会による継続的な関わりと通常の学級における指導・支援を踏まえて検討することが重要です。また、どのような力が身に付いたら退級するのかという指導のゴールを、入級前に関係者で共通理解しておくことが重要です。

「通級による指導を開始するまでの流れ」（市町村（学校組合）立学校の児童生徒の場合）

気付き（保護者　担任　教科担当　生徒指導担当等）

<Research（実態把握）>
・学級・学年団での実態把握、保護者への聞き取り
・特別支援教育主任（担当）との共有

<Plan（計画）>
・特別支援教育主任（担当）を中心に校内委員会を開催、学校や家庭での支援内容の検討
※必要に応じて、保護者の協力のもと個別の教育支援計画を作成します。
個別の教育支援計画がある場合はこれをもとに話し合い、検討内容を追記します。
追記した内容についても保護者に了承を取り、校内での支援を行います。

<Do（実施）>
・校内委員会での検討、個別の教育支援計画に基づく支援の実施
・特別支援教育の視点を取り入れた関わり・授業実践（ユニバーサルデザイン、集団の中で実施できる個別の配慮等）
・担任以外の授業担当者や学年団等との支援内容の共通理解
・支援員の配置・TT（ティームティーチング）の工夫
・保護者との連携（学校と家庭の様子の共有、家庭における支援の状況）

<Check（評価）>学年団や校内委員会による評価

困難の改善・軽減

<Action（改善・見直し）>
・支援の継続、支援の量の軽減

困難の継続・拡大

<Action（改善・見直し）>
・通級による指導の検討
・本人・保護者のニーズの確認
※通級による指導内容の確認
退級の目安（指導のゴール）の確認

市町村（学校組合）教育委員会への申請

(3) 特別の教育課程

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び141条に基づき、特別の教育課程が規定されています。

<学校教育法施行規則 第140条>

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者　二 自閉症者　三 情緒障害者　四 弱視者
五 難聴者　六 学習障害者　七 注意欠陥多動性障害者
八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う

鳥取県では、以下の通級による指導を行っています。（令和元年5月1日現在）

○言語障がい　○難聴　○発達障がい

また、特別な教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができます。（平成5年文部省告示第7号）

<教育課程に加える場合>

・放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定する。
・全体の授業時数は、他の児童生徒に比べて増加する。

<教育課程の一部に替える場合>

・他の授業が行われている時間に、通級による指導の時間を設定する。
・全体の授業時数は増加しないため、児童生徒の負担軽減になる。
・高等学校においては、教育課程の共通性に著しい支障を生じさせないよう、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動、専門学科における専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」に替えることはできない。

<通級による指導の授業時数>

・小・中学校においては、年間35～280単位時間以内の範囲
（学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒は年間10～280単位時間以内）
・高等学校においては、年間7単位を超えない範囲

<学校教育法施行規則 第141条>

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

児童生徒が他校通級を受ける場合、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在籍する学校の特別の教育課程にかかる授業とみなすことができるとした規定です。

（4）指導の実際

①言語障がい

＜対象＞

言語障がいの状態は様々ですが、口唇口蓋裂、構音器官のまひ等気質的及び機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある児童生徒が対象です。

＜指導内容＞

正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導、話し言葉の流ちょう性の改善や吃音のある自分との向き合い方に関わる指導等が考えられます。

また、言語の障がいは、対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等も必要になります。

＜関係機関との連携＞

学校や生活場面において発音・発話やコミュニケーションなどへの配慮が必要であり、学級担任及び家庭との密接な連携が必要です。器質的な障がいのある児童生徒には、医療機関等との連携を図ることも大切です。

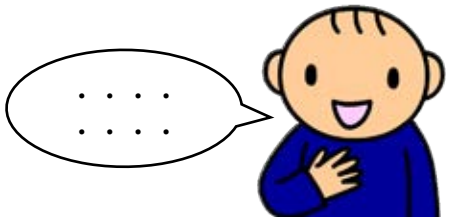

安心して話せる関係や環境をつくり、「話し方に特徴があっていいんだ」という気持ちを育てます。言語障がいの児童生徒には、心理面のサポートが大変重要です。

家族の思いをよく聞き、気持ちに寄り添います。家庭と連携し、本人が話すことを楽しむ経験を積み上げます。

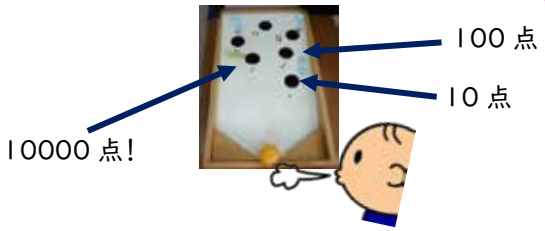

息を吹きかけてピンポン玉を転がし、目的の穴に入れて得点を競うゲームでは、楽しみながら息を吹く強さのコントロールを学習することができます。

口唇や舌、頬等の言葉を話す為に必要な器官の意図的な運動を取り入れる場合もあります。鏡の前に教師と一緒に座り、舌の形を確認しながら、舌の力の抜き方や動かし方を練習します。

※実態把握に基づいて指導するため、言語障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

②難聴

<対象>

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

障がいの程度の判断に当たっては、専門医による聴覚障がいに関する診断結果に基づき、難聴となった時期を含め生育歴、言語発達の状況等を考慮して、総合的に行うよう留意します。

<指導内容>

まずは、保有する聴覚の活用が優先されます。保有する聴覚の活用に当たっては、補聴器等を適切に装用する指導、聴覚学習として聞く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導等が必要になります。

言語指導に当たっては、発音・発語の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。

<学習形態>

個別指導を原則とし、必要に応じて集団指導を組み合わせることが適切です。

例えば、言語指導における発音・発語の指導や音声等の聴取及び弁別の指導等は、その指導内容が個人に即することが必要であるため、個別指導が中心となります。グループ指導は、ルールや常識等を理解するための集団指導や、難聴やその特性などを理解したり話し合ったりする活動等において行われる場合が多いです。

電池チェッカー

ブラシ

指導は補聴器等のチェックから始まります。補聴器の電池残量の確認や掃除をし、最適な状態で補聴器が使用できるように、自分で管理する力を高めます。

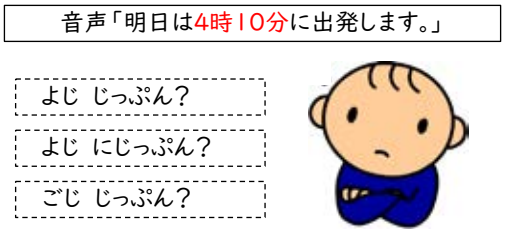

相手の顔（口元）を見て、話の始めから終わりまで聞く習慣を身に付けます。聞き取る練習に併せて、自分の聞き取りにくい音を知ったり、相手に話の内容を確認する力を高めたりします。

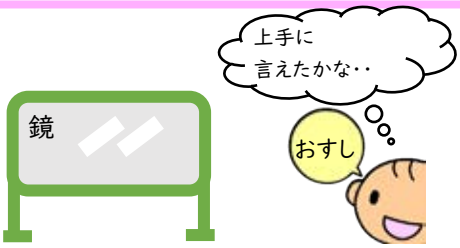

鏡の前に教師と一緒に座り、口形や舌の状態等を確認しながら、発音・発語の指導をします。自己の聴覚によるフィードバックが難しいため、教師によるフィードバックや、視覚や触覚を使う教材・教具、指導方法を工夫します。

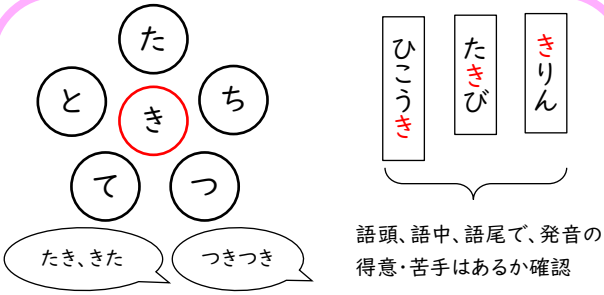

「き」の発音が苦手な場合には、視覚的に発音要領を意識させながら、色々な音との組み合わせや、単語や文での発音練習をします。

※実態把握に基づいて指導するため、難聴のある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

③発達障がい

＜対象＞

○自閉症

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

○LD（学習障がい）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

○ADHD（注意欠陥多動性障がい）

年齢又は発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

※自閉症やLD、ADHDの障がいの特性を併せ有する場合もあり、指導には留意が必要です。

＜指導内容＞

○自閉症

他者と社会的な関係を形成することに困難を伴うため、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けるための個別指導や身に付けたことを一般化するための小集団での指導を行います。感覚の過敏さや鈍感さがある場合は、自分の感覚の特性に気付き、自分で工夫する技能を身に付けるための指導も行います。

○LD（学習障がい）

自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、音読が苦手な場合は、書いてある文字の音や意味をすばやく思い出しながら音読したり、細かな違いの見極めが難しいときに漢字を大きく表したりして、自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導があります。

○ADHD（注意欠陥多動性障がい）

LDの児童生徒と同様に、自分の障がいの特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、困難の軽減を図るための指導を行います。例えば、衝動性や多動性のある児童生徒に対しては、指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組めるようにする指導などがあります。

相手の表情から気持ちを読み取ったり、自分の気持ちを表現したりすることが難しい場合に、表情カードにエピソードを加えて考えたり表現したりします。

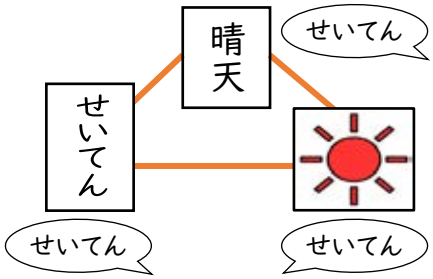

読むことが苦手な児童生徒には、文字と読みとイメージをセットにして、読む練習をします。自分で絵を描いたり画像を選んだりすることで、イメージしやすくなります。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

友達の話や活動をさえぎってしまう場合は、要因（ルールの理解、行動や欲求のコントロール等）を明らかにした上で、図等を使いながらルールの内容と意義を理解したり、相手の気持ちをロールプレイで考えたりします。また、何かやりたいときには、まずは手を挙げる等の指導も行います。

忘れ物が多い場合には、興味の有無や、日常的なものとそうでないもので違いがあるのか等の実態を把握する必要があります。その上で、実態に合ったメモの取り方や、忘れにくい方法（所定の場所に入れる、生活のルーティーンに入れる等）を指導し、家庭と連携しながら取り組むようにします。

※実態把握に基づいて指導するため、発達障がいのある全ての児童生徒に適した指導内容とは限りません。

＜通級担当教員と通常の学級の担任との連携＞

○通級担当教員は、当該児童生徒の個別の教育支援計画の作成について、専門的な観点から協力します。

○通常の学級の担任は、通級担当教員と連携し、個別の指導計画に、通常の学級での指導内容と通級による指導における指導内容を記載し、通級による指導における効果が、通常の学級においても波及するようにします。

○通級担当教員は、通級による指導の進捗状況等について、連絡帳等を活用して、通常の学級の担任と随時情報交換を行います。時には、連絡帳だけでなく、通常の学級の担任が通級による指導を参観し、指導の様子や児童生徒の成長を共有することも大切です。

○逆に、通常の学級の集団指導において、通級担当教員が直接児童生徒を支援する場合もあります。その際は、支援する児童生徒へ個別に関わり過ぎることで、周囲からの孤立感等が生まれないよう、十分配慮します。

○他校通級の場合、担任等が通級による指導の様子を知る機会が少なくなります。例えば、懇談日を活用し、在籍学校で通級による指導を公開し、保護者や通常の学級の担任、管理職、特別支援教育主任（担当）等と指導の様子や児童生徒の成長を共有する方法もあります。

5　自立活動

（1）自立活動とは

＜自立活動の意義＞

小・中学校の教育は、児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。教育の内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として調和のとれた育成が期待されます。

しかし、障がいのある児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、上記の内容だけでは十分とは言えません。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

このため、各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和の取れた育成を目指しています。

＜指導の基本＞

自立活動の指導は、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本です。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成し、指導します。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、集団を編成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提としていない点に、十分留意しましょう。

<自立活動の目標>

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章）

「自立」とは、障がいの状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮して、よりよく生きていこうとすることを意味しています。自立活動の指導を通して、自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣形成に至るまでを目指しています。

<自立活動の内容>

小・中学校の各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容です。これに対して、自立活動の「内容」は、すべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものです。

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理し、大綱的に示したものです。

1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

<教育課程の編成>

自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければなりません。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要があります。

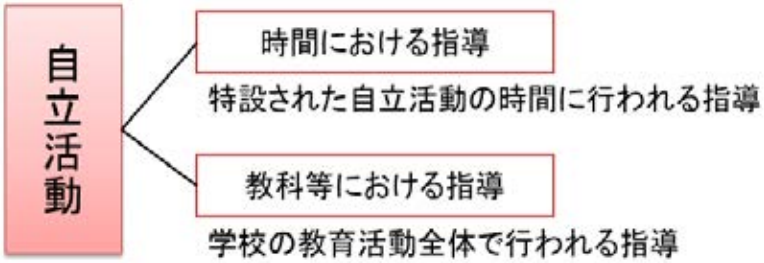

知的障がいのある児童生徒で、各教科等を合わせた指導に自立活動を合わせている場合も、時間における指導となります。自立活動の個別の指導計画に基づき、時間における指導と教科等における指導を計画的に実施しましょう。

自立活動の時間に充てる授業時数は、一律に授業時数の標準としては示さず、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めることとなっています。個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保しましょう。

（2）実態把握から指導内容の設定まで

＜実態把握＞

自立活動は、それぞれの障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標にしているので、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってきます。そのため、個々の児童生徒について、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められます。

実態把握をする際に収集する情報の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。

病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとの関わり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等

また、情報収集に当たっては、以下の点にも留意しながら進めましょう。

5 自立活動

＜学校＞

担任だけでなく、校内の関係者から情報を収集し、多面的・多角的な実態把握に努めましょう。また、困難なことだけでなく、長所や得意なことも把握することが大切です。個別の指導計画の作成後も、指導を通して実態把握を更に深化させ、計画を修正していきましょう。

＜家庭＞

保護者から生育歴や家庭生活の状況、教育に対する考えを聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切です。

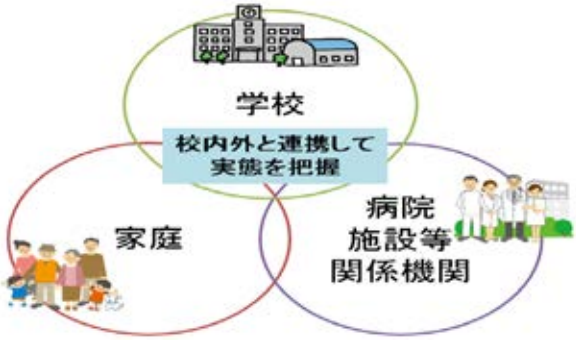

＜関係機関＞

本人・保護者の了承の上、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、利用する福祉施設等からの情報を収集することも重要です。

＜指導目標（ねらい）の設定＞

自立活動の個別の指導計画を作成する上で、最も重要な点が、実態把握から指導目標を設定するまでのプロセスです。自立活動は、教科のように目標の系統性は示されていません。そのため、児童生徒一人一人の指導の継続性を確保するには、実態をどのように捉え、なぜその指導目標を設定することにしたのかといった、設定に至る考え方を担当者間で共有し、指導の根拠を明確にすることが大切です。

初めて担任する先生方へ

児童生徒の課題を焦点化するプロセスとして、実態把握から明らかになった児童生徒の「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」のうちから、その年度の指導目標の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していきます。そのため、何に着目して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で整理し共有することが必要です。児童生徒の現在の姿のみにとらわれることなく、そこに至る背景や残りの在学期間、数年後や卒業後までに育みたい力との関係など、整理する視点を明確にして焦点化を図りましょう。

＜焦点化の視点の例＞
・「もう少しでできること」のうち、その課題が改善されることで他の課題の改善にもつながるもの
・「援助があればできること」のうち、障がいの状態等を踏まえると現状を維持することが望まれるもの
・「できないこと」のうち、数年間指導を継続したものの変化が見られないものは、対象から外してみる
・現在の姿から数年後や卒業後に目指す姿との関連が弱い課題は、対象から除いてみる　等

以上の手続きを踏まえ、指導すべき課題が複数抽出されたら、次は課題同士の関連、指導の優先、指導の重点の置き方等について検証していきます。一つ一つの課題は、単独で生じている場合も考えられますが、相互の課題が関連している場合もあります（原因と結果、相互に関連し合う関係など）。こうした因果関係等を整理していくことで、他の多くの課題と関連している課題の存在や、複数の課題の原因となっている課題の存在などに注目しやすくなり、中心的な課題が定まってきます。また、発展的な課題の見通しももちやすくなります。

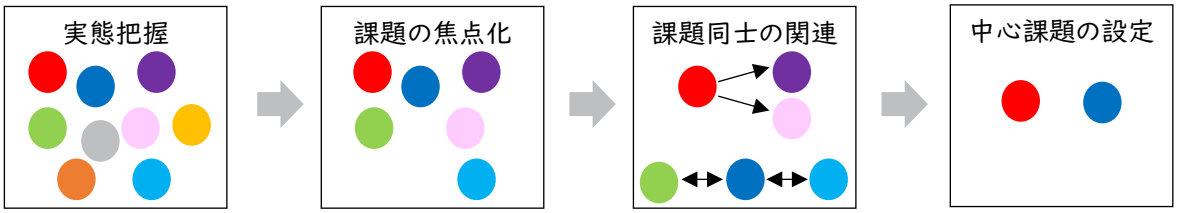

このような分析や整理を進めていくためには、担任だけでなく複数の教師で検討する学校のシステムを構築することが大切です。また、検討が難しい場合には、特別支援学校のセンター的機能を活用するのもよいでしょう。

中心的な課題が定まったら、その課題を解決（改善）するための指導目標を設定していきます。指導目標は、1年間の長期的な観点に立った指導目標（以下、長期目標）と、1学期間など当面の短期的な観点に立った指導目標（以下、短期目標）を定め、自立活動の指導の効果を高めます。その際、段階的に短期目標が達成され、それがやがて長期目標の達成につながるという展望を構造的に捉えておくことが重要です。

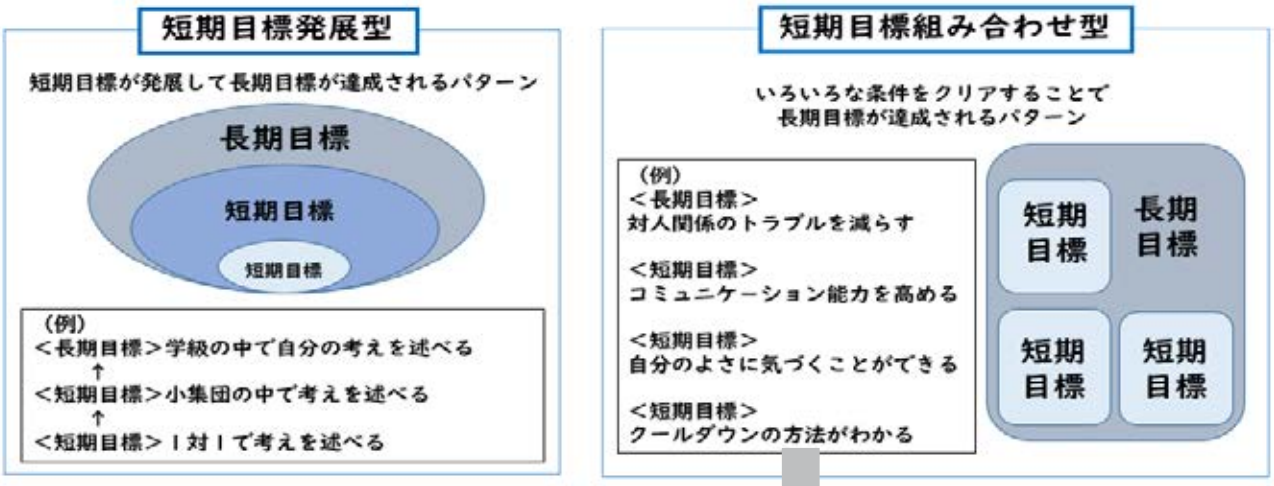

＜指導内容の設定＞

指導目標が定まったら、それらを達成するために必要な項目を、自立活動の内容の6区分27項目から選定します。そして、選定した項目を関連付け、具体的な指導内容を設定していきます。その際、「指導目標を達成するためには、こんな力が必要である。したがって、区分〇〇の項目〇〇と、区分△△の項目△△を関連付けて指導する。」など、前述の課題同士の関連や中心課題を設定したプロセスを振り返りながら検討することが大切です。また、指導場面や指導者を明確にし、計画的・組織的に進めましょう。

＜必要な項目の選定（例）＞
2(1)情緒の安定に関すること
3(2)他者の意図や感情の理解に関すること
(3)自己の理解と行動の調整に関すること
4(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
6(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

＜指導内容（例）＞
・自分や他者の思いを比較し、お互いのよさを理解する。
（3(2)(3)、自立(担任)、国・算(担任)、理(〇先生)）
・自分の気持ちや行動とできごととの因果関係を理解し、気持ちを落ち着かせる方法を考え、実行する。
（2(1)3(2)(3)4(5)、自立(担任)、交流学級(△先生)）
・要点をまとめて聞いたり、分からない時の聞き方や自分の気持ちの表現の仕方を理解して実行したりする。
（3(2)(3)6(5)、自立(担任)、国・算(担任)、理(〇先生)）

(3) 具体的な指導内容を設定する際の配慮事項

自立活動の指導に当たっては、次の6つの配慮事項を考慮して指導内容を設定しましょう。

児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

児童生徒にとって解決可能なスモールステップの指導内容にするとともに、興味を引くような教材・教具を準備したり称賛や激励を適宜行ったりして、次第に主体性や意欲を高めるようにします。

また、児童生徒が目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結びついたと実感できることが大切です。自己を肯定的に捉える感情は、自分のよいところを認められる段階から、よいところも悪いところも含めて自分であることを肯定できる段階に移っていきます。児童生徒が自己に対してどのような感情を抱いているのかを把握し、成長に即して自己を肯定的に捉える感情を高められるようにしましょう。

児童又は生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

5 自立活動

指導内容の設定に当たっても、その意欲を喚起できるようにすることに重点を置く必要があります。この場合、その意欲は単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てるだけでなく、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

児童生徒の発達の遅れた側面やできないことにとらわれて指導すると、苦手なことやつらいことを繰り返し行うことになり、なかなか効果が現れなかったり、学習への意欲低下や劣等感につながったりします。

発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくありません。

個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

社会的状況の変化の中で、障がいの状態を捉える上で環境要因が重視されていることや、周囲のサポートを得て自分らしく生きるという考え方が広がっています。障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、自ら活動しやすい環境を整えたり、周囲の人に支援を依頼したりする力が必要です。他者から依頼を受けて支援を行う経験をし、依頼を受ける側の心情にも配慮できるような指導も大切です。

初めて担任する先生方へ

個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

児童生徒が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりすることは、学びを深め、確実な習得を図ることにつながります。例えば、病気の児童生徒が、病気の状況や体調を把握し、参加の程度を判断することは、自己管理の力を高めることにつながります。

個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

自立活動での学習が、将来の自立や社会参加にどのように結び付いていくのか、児童生徒が理解して、学習に取り組むことが重要です。本人の思いや願い、将来に向けた希望等に耳を傾けながら、長期的な視点に立って指導に当たるとともに、知識や技能面だけでなく、取り組もうとしている意欲や、解決しようとしている態度等を丁寧に見極め、評価していくことが大切です。

6　交流及び共同学習

（1）交流及び共同学習とは

①意義

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会です。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障がいのある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない児童生徒等にとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障がいのある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識をつくり出すことにつながるなど、社会における「心のバリアフリー（※）」の実現に向けて大きな意義があります。

②実施形態

交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中・義務教育学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があります。また、地域の福祉施設等と連携して行う障がいのある人との交流もあり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行います。

学校間交流

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等と特別支援学校の児童生徒等が交流及び共同学習を行う形態

居住地校交流

特別支援学校の児童生徒が居住地域の小・中・義務教育学校等へ行き、交流及び共同学習を行う形態

学校内の交流

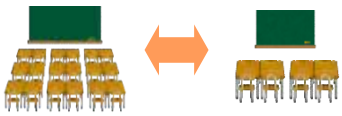

通常の学級と特別支援学級の児童生徒が交流及び共同学習を行う形態

③手続き

鳥取県立特別支援学校と市町村（学校組合）立小学校、中学校、義務教育学校が交流及び共同学習を実施する際は、次の手続きを経るよう統一しています。様式1～2は、特別支援教育課ホームページからダウンロードすることができます。

初めて
担任する
先生方へ

<特別支援教育課ホームページ>

https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm

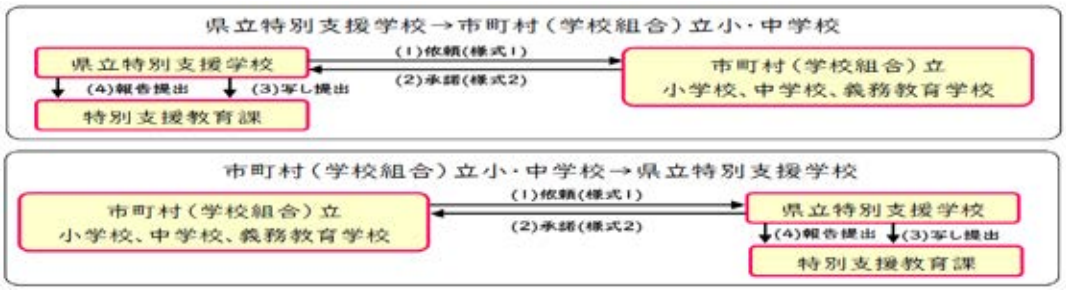

※「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）

(2) 学校内の交流及び共同学習を実施する際の留意点

小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する障がいのある児童生徒の学びの場は、通常の学級と特別支援学級があります。通常の学級に在籍する児童生徒への取組は「1次的な取組（すべての児童生徒）」及び「2次的な取組（配慮を要する児童生徒）」、特別支援学級に在籍する児童生徒への取組は「3次的な取組（集中的に支援が必要な児童生徒）」と捉えることができます。一人一人に合った指導・支援を充実させるためには、学校がチームとして多層的な支援システムを機能させていくことが大切です。

通常の学級に在籍する児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の実施に当たっては、多様な支援を必要とする児童生徒が合同で学習することを踏まえ、交流及び共同学習を計画・実施する必要があります。

学校全体で取り組む多層的な支援システム

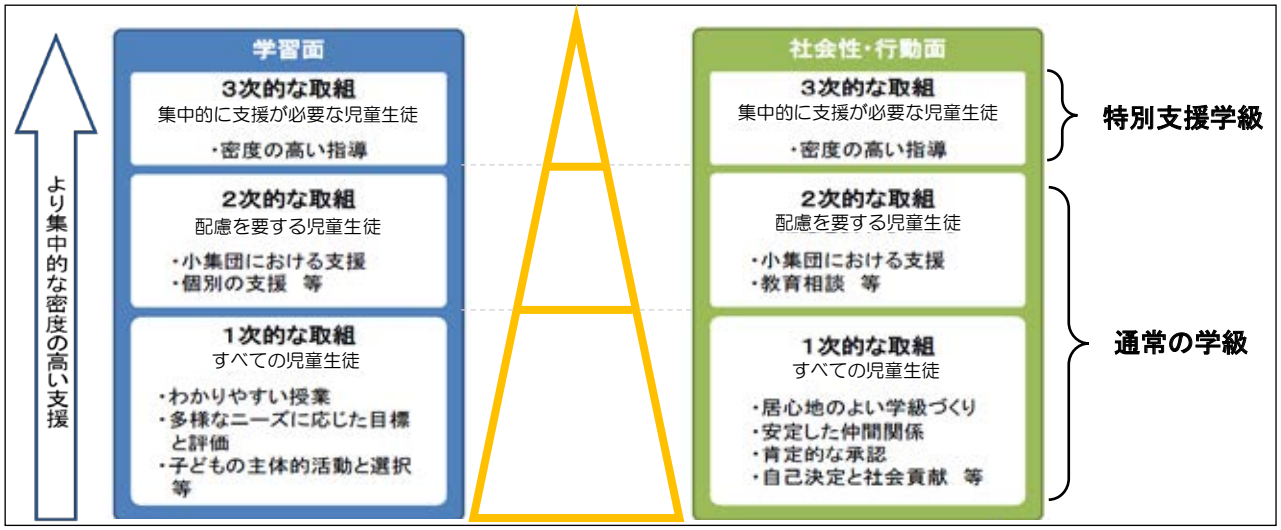

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「校内における交流及び共同学習の充実－多層的な支援システムを手がかりに－」の図表を加工して作成

特別支援学級に在籍する児童生徒が交流する通常の学級（以下、交流学級）で同じように力を出して学ぶためには、特別支援学級よりも少ない基礎的環境整備の中で、合理的配慮をより充実させる必要があります。したがって、特別支援学級の担任と交流学級の担任とが密に連携し、計画・実施することが重要です。

学びの場により異なる基礎的環境整備と合理的配慮の関係

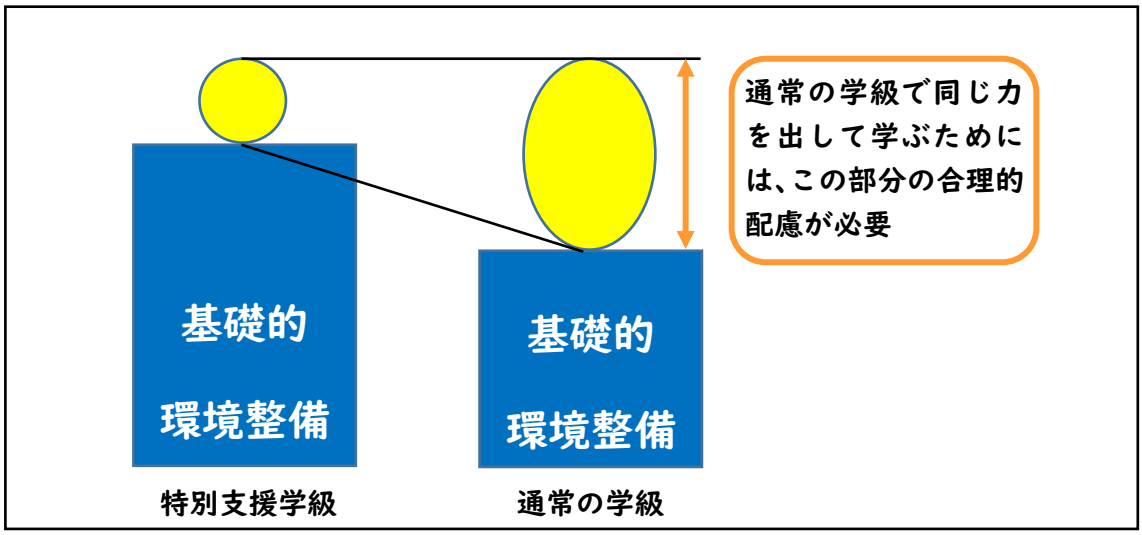

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「交流及び共同学習の推進に関する研究」（平成30年3月）の図表を加工して作成

(3) 交流及び共同学習チェックリスト

特別支援学級の担任と交流学級の担任とが連携する際に、次のチェックリストを活用し、交流及び共同学習を充実させましょう。本チェックリストは、特別支援学校の児童生徒との居住地校交流や学校間交流においても応用できます。また、交流及び共同学習の実施に当たっては、文部科学省が作成している「交流及び共同学習ガイド」が参考になります。「交流及び共同学習ガイド」については、文部科学省ホームページからダウンロードすることができます。

<文部科学省ホームページ「交流及び共同学習ガイド」>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/__icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1413898_01.pdf

交流及び共同学習チェックリスト（特別支援学級担任及び交流学級担任用）

Ⅰ 事前準備	
①	特別支援学級担任と交流学級担任とで、週案や授業内容等の共有をしている。
②	特別支援学級担任と交流学級担任とで、交流及び共同学習の事前打ち合わせを行い、必要な情報を共有している。
③	特別支援学級の児童生徒本人、保護者（家族）の思いや願いを聞き取り、交流及び共同学習に反映させる工夫をしている。
④	交流学級の児童生徒が特別支援学級の児童生徒について理解できるよう工夫している。 （好きなこと、苦手なこと、コミュニケーションの方法、必要な支援や協力の仕方を事前に伝える等）
⑤	特別支援学級の児童生徒が、交流学級に帰属意識をもてるよう工夫している。 （机・いすの準備、作品などの掲示等）
Ⅱ 目標設定の工夫と学習活動の変更調整	
①	特別支援学級の児童生徒と交流学級の児童生徒それぞれの実態に応じて、交流及び共同学習の目標や教科領域の目標を設定し、目標に向かって取り組んでいる。
②	特別支援学級の児童生徒が学習に取り組みやすいよう、活動の設定を工夫している。 （参加する場面の設定、授業・学習活動の内容や方法の変更調整等）
③	特別支援学級の児童生徒の、心理的・身体的負担を考慮した計画を行っている。
Ⅲ 子どもの積極的参加のための活動の工夫	
①	特別支援学級の児童生徒と交流学級の児童生徒が、相互に協力しながら取り組めるよう工夫している。 （ペア学習、グループ学習等）
②	特別支援学級の児童生徒の実態に適した補助的教材や教具等を工夫している。
③	特別支援学級の児童生徒も交流学級の児童生徒も理解しやすいように、情報を様々な方法で提示している。
④	特別支援学級の児童生徒も交流学級の児童生徒も、活動の中で自分に合ったやり方を考えたり選択したりできるよう工夫している。
⑤	特別支援学級の児童生徒も交流学級の児童生徒も自分の思いを表現できるよう、発表や表現の仕方を工夫している。
⑥	授業場面のみでなく、休み時間や生活場面でも、児童生徒同士が主体的に関わりをもてるよう工夫している。
Ⅳ スタッフの役割と子どものサポート	
①	特別支援学級担任、交流学級担任、支援員、保護者等の関係者が、交流及び共同学習での役割を確認し、目標の達成に向けて取り組んでいる。
②	交流学級の児童生徒が多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流学級担任自身がモデルとなることを意識して特別支援学級の児童生徒と関わっている。
Ⅴ 事後学習と評価	
①	交流及び共同学習の後に、特別支援学級の児童生徒や交流学級の児童生徒が学習を振り返ることができるよう工夫している。
②	交流及び共同学習の授業・学習活動についての担任や児童生徒の振り返りを、次回の学習に活かしている。
③	交流及び共同学習をより充実させるために、間接的な交流に取り組んでいる。 （学級便りを届ける、お互いの学級の様子を伝える等）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「交流及び共同学習の推進に関する研究」（平成30年3月）の図表を加工して作成